

福島県医療施設等物価・賃上げ対策事業給付金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、物価上昇の影響を受けて厳しい経営状況にある医療機関等に対し、物価上昇分の診療等に係る経費を補助するとともに、物価を上回る賃上げの実現に必要な支援を行い、医療機関等の経営改善及び従事者の処遇改善を図るため、別表に掲げる支給対象施設に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で給付金を支給する。

(支援区分)

第2条 本要綱においては、物価上昇分の診療等に係る経費の補助を「診療所等物価支援事業」、物価を上回る賃上げの実現に必要な支援を「診療所等賃上げ支援事業」とし、必要な交付要件等を定める。

(支給の対象及び支給額等)

第3条 給付金は、別表に掲げる支給対象施設に対して、対象施設区分及び支援区分に応じた給付額を支給する。

(診療所等賃上げ支援事業の支給対象となる要件)

第4条 診療所等賃上げ支援事業における給付金の支給要件は次のとおりとする。

- (1) 有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションは、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれか）を届け出ている施設であること。
 - (2) 薬局は、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設であること。
 - (3) 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のための診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設であること。
- 2 前項第2号及び第3号における誓約は、診療所等賃上げ支援事業賃金改善報告書（別紙様式2-2（有床診療所）・（無床診療所）・（訪問看護ステーション）・（薬局））において、令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することにより確認する。なお、令和8年度診

療報酬改定において、当該評価料は内容が検討されているところであり、今後、変更があり得ることから、当該評価料の対象とならなかった施設の取扱いは、給付金の返還も含めて、厚生労働省医政局医療経営支援課（薬局については医薬局総務課）と協議の上、決定する。

（診療所等賃上げ支援事業の対象者）

第5条 診療所等賃上げ支援事業における賃上げ支援の対象者は、支給対象施設の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外であること。

- (1) 支給対象施設の管理者
- (2) 支給対象施設を開設する法人の理事長
- (3) 支給対象施設を運営する個人事業主
- (4) 薬局の開設者

（診療所等賃上げ支援事業における賃金改善の内容）

第6条 診療所等賃上げ支援事業において支給対象施設が実施する賃金改善の内容は次のとおりとする。

- (1) 原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。
- (2) 賃金表や給与規程等の変更には時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行う。
- (3) 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることことができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てる。
- (4) 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
- (5) 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に本事業の支給額を充てることはできない。

2 診療所等賃上げ支援事業において支給対象施設が賃金改善を実施する際は、次の各

号に留意しなければならない。

- (1) 賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
- (2) 一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の支給対象施設のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。
- (3) 賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては重点的に配分するなど、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められること。
- (4) 現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されないこと。

（支給の申請及び交付決定の通知等）

第7条 規則第4条第1項の申請書は、福島県医療施設等物価・賃上げ対策事業（診療所等物価支援事業）給付金支給申請書兼実績報告書（第1号様式）及び福島県医療施設等物価・賃上げ対策事業（診療所等賃上げ支援事業）給付金支給申請書兼実績報告書（第2号様式）によるものとし、この要綱による給付金を受けようとする施設等の運営主体等（以下「申請者」という。）は当該様式を知事が別に定める日までに提出するものとする。

2 診療所等物価支援事業において、規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 診療所等物価支援事業申請額算定報告書（別紙様式1-1（有床診療所）・別紙様式1-2（無床診療所）・別紙様式1-3（薬局））
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 診療所等賃上げ支援事業において、規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業申請額算定等報告書（別紙様式2-1（有床診療所）・（無床診療所）・（訪問看護ステーション）・（薬局）及び別紙様式2-1-1（有床診療所）・（無床診療所）・（訪問看護ステーション））
- (2) その他知事が必要と認める書類

4 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

5 知事は、第1項の規定による支給申請があったときは、その申請内容を審査し、給付金を支給すべきものと認めた場合には、速やかに給付金の支給の決定をするとともに、給付金の額を確定し、当該申請者に福島県医療施設等物価・賃上げ対策事業支給

決定及び額の確定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（申請を取り下げることができる期日）

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、支給の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（診療所等賃上げ支援事業における給付金の用途の確認）

第9条 診療所等賃上げ支援事業において、申請者は支給を受けた給付金を賃金改善に充てたことを報告するため、診療所等賃上げ支援事業賃金改善報告書（別紙様式2-2（有床診療所）・（無床診療所）・（訪問看護ステーション）・（薬局））を添えて、福島県医療施設等物価・賃上げ対策事業賃金改善報告書（第4号様式）を令和8年6月1日から令和8年8月1日までの間に知事に提出しなければならない。

2 診療所等賃上げ支援事業における令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に給付金を充てたことを報告するため、診療所等賃上げ支援事業2.0超部分算定シート（別紙様式2-3（有床診療所）・（無床診療所）・（訪問看護ステーション）・（薬局））を前項の書類に添えて知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び給付金の返還）

第10条 知事は、申請者が次の各項に定める各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付決定の取消し、又は変更することができる。この場合において、既に給付金が支給されているときには、知事はその全部又は一部を減額して交付額を確定し、減額分の返還を求めることができる。申請者は知事からの請求に応じ給付金を返還しなければならない。

2 診療所等物価支援事業における給付金の全部又は減額分の返還を求める条件は次のとおりとする。

(1) 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）

(2) 給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(3) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

3 診療所等賃上げ支援事業における給付金の全部又は減額分の返還を求める条件は次のとおりとする。

(1) 前条の確認の結果、支給額の全部又は一部が第6条の内容に充てられていなかった場合

(2) 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）

- (3) 給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。
 - (4) 給付金の支給を受けた後に支援対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなった場合
 - (5) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合
- 4 第2項又は第3項の条件に該当し返還を要する場合は、条件に該当することが分かる関係書類を添えて、福島県医療施設等物価・賃上げ対策事業給付金返還報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。
- （会計帳簿等の整備等）

第11条 給付金の支給を受けた支援対象施設等は、給付金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、給付金の額の確定の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月4日から施行する。

別表

※支援区分のうち、診療所等物価支援事業を「物価」、診療所等賃上げ支援事業を「賃上げ」とする。

※許可病床数は、医療法第 27 条の使用許可を受けた病床数であって令和 7 年 8 月 1 日時点の病床数とする。ただし、医療施設経営強化緊急支援給付金により同年 8 月 2 日以降に削減した病床数を除く。

※保険薬局の店舗数は、厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書」又は「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和 7 年 4 月 30 日時点の、所属する同一グループ内の保険薬局の数（当該保険薬局を含む）とする。

支給対象施設	対象施設区分	支援区分	支給額
健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和 7 年 4 月 1 日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設	有床診療所 （医科・歯科）	物価	許可病床数×13 千円 ※許可病床数が 13 床以下の場合 は 1 施設×170 千円とする。
		賃上げ	許可病床数×72 千円 ※許可病床数が 2 床以下の場合 は 1 施設×150 千円とする。
	無床診療所 （医科・歯科）	物価	1 施設×170 千円
		賃上げ	1 施設×150 千円
	訪問看護ステーション	賃上げ	1 施設×228 千円
	保険薬局 （1 店舗以上 5 店舗以下）	物価	1 施設×85 千円 ※開設者毎に一括して申請すること
		賃上げ	1 施設×145 千円 ※開設者毎に一括して申請すること
	保険薬局 （6 店舗以上 19 店舗以下）	物価	1 施設×75 千円 ※開設者毎に一括して申請すること
		賃上げ	1 施設×105 千円 ※開設者毎に一括して申請すること
	保険薬局 （20 店舗以上）	物価	1 施設×50 千円 ※開設者毎に一括して申請すること
		賃上げ	1 施設×70 千円 ※開設者毎に一括して申請すること